

江藤直純教授「告解と赦しと和解の神学試論

——ボンヘッファーに学びつつ——へのレスポンス

白 忠 鉉

ナグネ・訳

今年で六回目を迎えた「韓日神学者学術会議」を開催へとお導きくださった三位一体なる神に、まず栄光を帰したく思います。また、今回の学術会議のために、誠意をもって準備を進めてこられた聖学院大学の皆様方に、深く感謝申し上げます。さらに、今回の学術会議は「告解、赦し、和解の神学の形成——歴史に基づく東北アジア共同体の未来」という主題のもとで開催されますが、これをもって長老会神学大学校と聖学院大学の間、韓国の教会と日本の教会の間に、そして韓国と日本の間に、今後いつそう緊密かつ豊かな交流ならびに協力が推し進められることが期待されます。

今回の学術会議で、江藤直純教授は会議の主題と関連し、「告解と赦しと和解の神学試論——ボンヘッファーに学びつつ」という論文を発表されました。この論文は、歴史に基礎づけられた東アジア共同体の未来のために、どうしたら真正なる共同体を形成することができるかという問題を取り扱っています。その際、ルターとボンヘッファーを中心とした「告解(^{訳注})へ悔い改め」、赦し、和解」の神学を提示するを通して、わたしたちに学問的に意味ある多くの諸洞察

と、また実践的観点から具体的に適用することのできる諸々の点を提示してくださっています。このような非常に貴重かつ卓越した研究をされ、これを発表された江藤直純教授に心から感謝を申し上げます。

江藤教授の論文は、キリスト教の信仰生活において懺悔あるいは告解（悔い改め）が必要不可欠であるという点を前提としつつ、一六世紀のマルティン・ルター（Martin Luther, 1483-1546）および二〇世紀のディートリッヒ・ボンヘッファー（Dietrich Bonhoeffer, 1906-1945）が罪の告白としての告解（悔い改め）と赦しとをどれほど強調していたかという点について、彼らの著述した諸文献を通して詳細に示しています。

第一に、江藤論文によれば、ルターは一五二七年一〇月三十一日、ヴィッテンベルクの教会の扉に掲げられた「九五箇条の提題」、一五二〇年の『教会のバビロン捕囚について』、一五三七年に作成された「シュマルカルデン条項」などにおいて悔い改めを取り扱い、福音の説教を通して罪の赦しが福音の本質的な部分であることを主張し、さらに踏み込んで、共同体としての悔い改めが大事にされたという点を認識しました。これらのことを通して、ルターは「悔い改めと信仰によることのみを必要とする罪の告白とその赦し」を強調しました。

第二に、江藤論文によれば、告解（悔い改め）と赦しに関するルターの神学を継承しているボンヘッファーは、一九三〇年に出版された彼の博士学位論文『聖徒の交わり』、一九三二年のゼミ『教会の本質』、一九三五年の『兄弟の家』設立への提議」、一九三七年の『キリストに従う』、一九三九年の『共に生きる生活』、一九三五―一九三九年の『説教と牧会』に収録された「牧会の核心としての罪の告白」、『倫理』に収録された一九四〇―一九四一年の「教会（の）罪の告白」、一九四二年の「崩壊の後に説教壇から布告すべき宣言の草案」などを通して、その若き日から死ぬ時に至るまで罪の告白という問題を一貫して重要なものとして扱いました。代表的な例は、『キリストに従う』において

ボンヘッファーが「安価な恵み」を批判した点です。ボンヘッファーは「安価な恵みは、悔い改め抜きの赦しの宣教であり、教会戒規抜きの洗礼であり、罪の告白抜きの聖餐であり、個人的な告解抜きの赦罪である」と述べつつ、そのことを鋭く指摘しました。

第三に、江藤論文によれば、罪の告白を扱うボンヘッファーの最も重要な特徴の一つは、キリスト者たちの間における罪の告白と赦しです。ボンヘッファーは『共に生きる生活』の第一章で、ルターの万人祭司説（全信徒祭司性）に基づいて、キリストにおける、あるいはキリストを通しての兄弟姉妹たちとの交わりの必要性を力説し、最終章「罪の告白と聖晩餐」ではキリスト者同士で罪を告白し、罪の赦しを宣言することを強調したのでした。

第四に、江藤教授は、キリスト者たちの間での罪の告白と赦しを強調するボンヘッファーの神学が、キリストを中心として展開されていることを明快に分析してくださいました。『共に生きる生活』においては、キリスト者の兄弟がキリストの代わりに罪の告白を聴き、その罪を赦すという「代理性」について主張されており、『倫理』ではこのような「代理性」が、罪無きイエス・キリストによつてあらゆる罪が代贖されるという、イエス・キリストの根源的な代理性に基づいていることが主張されています。

第五に、江藤教授は、上述のような神学的諸洞察に基づいて、ボンヘッファーが『倫理』に収録された「(教会の)罪の告白」から十戒に対応するかたちをもつて、自己の罪のみならず教会全体の罪や国家の罪についても自らの罪として受け入れ、これを告白したという点を浮き彫りにしています。そして、ここにおける罪とは、作為の罪と不作為の罪までをも含める概念であると分析しています。

江藤教授が論文で提示されるこうした諸内容は、わたしたちに多くの洞察と共に実践的に適用できる諸々の点を提示してくださいます。告解(悔い改め)と赦しに関して、キリスト者の真の交わりに関して、キリスト論に関して、教会

論に関して、国家と教会の関係に関して等々、多くの含意を提示してくださるのです。しかし、ここでは今回の学術会議の主題である「告解、赦し、和解の神学の形成——歴史に基づく東アジア共同体の未来」と関連する一つのことについて言及したく思います。

ボンヘッファーが、ナチスドイツの絶頂期に「(教会の) 罪の告白」を通して国家としてのドイツの罪と、それによるドイツ教会の罪を告白したことは、戦後ドイツの教会の罪責告白に影響を与えるものとなり(例えば、一九四五年の「シュトゥットガルト罪責宣言」、一九四七年の「ダルムシュタット罪責宣言」、一九八〇年のラインラント州教会の「キリスト者とユダヤ人の関係の更新のために」と題した決議文など)、さらにこのことはドイツ政府にも多大な影響を与えたであろうと思われます。つまり、ボンヘッファーの告解(悔い改め)と赦しと和解の神学がドイツの教会とドイツ政府に影響を与えたであろうと思われるのです。こうした点を考慮するなら、「歴史に基づく東アジア共同体の未来」を準備するためには、何よりもボンヘッファーにとつてそうであったように、告解(悔い改め)と赦しと和解の神学が形成され、発展し、広く拡散されるべきでありましょう。

私は、ルターとボンヘッファーについての非常に詳細な分析を通し、卓越した発表をされた江藤直純教授の論文によつて多くのことを学ぶこととなり、また考えさせられることになりましたことを心から感謝申し上げます。こう申し上げつつ、論文でなさったご主張をより明白なかたちで理解することができるよう、今回の学術会議の主題と関連した点で、いくつか質問をさせていただきたいと思えます。

第一に、ドイツの場合、ドイツの教会は戦争責任に関する告白をし、ドイツ政府もそのようにしました。日本の場

合、日本の教会では一九六七年に日本基督教団（UCCJ）において「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」が発表され、その他いくつもの諸教団、カトリック諸団体、そしてキリスト者たちからも同様の告白が発表されました。ドイツと日本で進められたこれらの出来事に、ボンヘッファーの告解〈悔い改め〉と赦しと和解の神学は、どの程度影響を与えたとお考えでしょうか。

第二に、ドイツの場合、ドイツの教会は戦責告白をし、ドイツ政府も同様に告白しました。ところが、日本の場合には、諸処の教会からの発表はありませんでしたが、日本政府からは大方そのような発表はなされませんでした。もちろん、日本政府においても一九九三年の河野談話や一九九五年の村山談話といったものが発表されたということはありますが、二〇一五年の安倍総理による戦後七〇年談話は、それらの談話とは全く違うものでした。こうしたドイツ政府と日本政府の違いについて、江藤直純教授はどのように説明されるでしょうか。もしも告解〈悔い改め〉と赦しと和解の神学が形成され、発展するならば、この神学は日本政府に影響を与え、日本政府の態度に変化を起す可能性があるとお考えでしょうか。

第三に、論文においては、告解〈悔い改め〉と赦しと和解の神学に関連して、ルターとボンヘッファーの連続性が強調されています。ところで、ルターの神学においては二王国説がルーテル教会に属する教会に対して多大なる影響を与えました。それでヒットラーの統治下におけるドイツの教会の大多数はヒットラーへの支持を食い止めることができなかつたのだ、と分析している学者たちがいます。ルターの二王国説に関しては、ボンヘッファーはどのような立場を採っているでしょうか。

また、論文では、ボンヘッファーが「教会と世界との違いを語る」と主張しつつ、義認と傷の癒しとが、教会では直接的に、しかし国家と社会、すなわち世界では間接的に成し遂げられるものと説明されています。このような違いが、結局は教会と世界（国家と社会）との二元論的な分離を招来し得るということにもなるのであって、そうだとすれば、

ヒットラー統治下におけるドイツの教会と、帝国日本の統治下における日本の教会の犯した諸々の過ちを、教会は今後も繰り返すことがあり得るのではないかといった憂慮がなされます。この点について、教授はどのようにお考えになるか、お聞きしたく存じます。

さらに、論文の結論においては、日本のルーテル教会の礼拝式文の冒頭で「わたしたちは、思いと言葉と行いによつて」という表現が用いられている点が注目され、ルーテル教会の改訂式文案では「作為の罪と不作為の罪、さらには無関心にまで広げ」て、懺悔あるいは悔い改めの範囲が拡大されているということが紹介されています。そうだとするならば、これらの諸々の点は、ルター神学の影響を与えている二王国説とどのように結び付けられているかということについて、さらにそれらの諸点は二王国説のもっている諸限界点を克服することができるのだろうかということについて、質問させていただきたく存じます。

第四に、論文において、江藤教授はボンヘッファーの告解〈悔い改め〉と赦しの神学を、主としてキリスト中心的なものとして分析されました。このような分析には全的に同意しつつも、一方でキリスト中心的分析をするのみでは不足な点はないだろうかということも思われました。例えば、ボンヘッファーが言及するキリスト者の交わりには、聖霊なる神についての理解が明らかに盛り込まれています。そのため、キリスト中心的分析の他にも、聖霊中心的分析、あるいは神中心的な分析、あるいはさらに進んで三位一体中心的分析といったものがより必要なのではなからうかとも思われました。この点について慎重に提案させていただきながら、先生はどのようにお考えになられるか、お伺いしたく存じます。

第五に、今回の学術会議の主題におけるように、「歴史に基づく東アジア共同体の未来」を形成するためには「告解〈悔い改め〉、赦し、和解の神学形成」が必要です。そのために、(1)長老会神学大学校と聖学院大学が、また(2)韓国の教会と日本の教会が、それぞれどのような実践的諸活動を試みる事ができるであろうかということについて、良

き提案がありでしたら、お話しいただきたく存じます。

本日、詳細な分析と深い研究を通し、貴重な論文を卓越した仕方で発表してくださいました江藤直純教授に心から感謝申し上げます。この論文を通して東アジア共同体の未来が明るくなることを期待しつつ、この至らぬレスポンスを閉じさせていただきます。心から感謝申し上げます。

訳注

(訳注1) 日本語の「告解」(「罪の告白」という言葉は、韓国語のレスポンス原稿では「悔い改め(회개)」という言葉をもって捉えられている。それは、韓国では、告解という言葉がローマ・カトリック教会におけるサクラメントとしての告解を指す場合にしか使われないという事情がある。したがって、本訳稿における「悔い改め(회개)」という韓国語の日本語への訳語については、適宜「悔い改め」あるいは「告解(悔い改め)」を当てることとした。